

# 米価水準と食糧管理制度

生 田 靖

は し が き

昨年から今年にかけて打ちだされてきた、生産者米価および消費者米価の据置きという政府の政策路線にしたがった本年度産米米価の据置き決定とこの八月からはじめられる自主流通米の制度が、現行の食管制度のなかで、いかに位置づけられいかなる機能を果していくのか、これは単に生産者農民ばかりでなく、国民全体にかかわる課題である。

大正7年の米騒動の発生から大正10年の米穀法の制定、つづいて昭和6年の米穀統制法への移行、昭和16年戦時経済突入直前の食糧管理法による食糧管理制度の確立という戦前における米価政策が、わが国の経済や農民経済に果してきた機能、さらに戦後の統制米価を中心とした食糧管理制度が、わが国の戦後の経済復興、わが国の農業構造や農民経済に果たした役割、その影響などについては、すでに多くの研究と業績がわれわれに与えられている。

本稿では、それらの業績をふまえて、とくに食糧管理制度のなかで決定される米価水準と食管制度という農産物価格政策および、わが国の小農業経済の相互のからみ合いを検討し食糧管理制度のもつ意味を確認することを主題とする。まずⅠではわが国の資本主義の発展のなかで、食糧管理制度が登場してくる背景をさぐり、Ⅱにおいて、政策的に決定される米価水準とこの背景あるいは現実化した食糧管理制度との関係を検討した。またⅢでは米価水準と農家の生活水準との関係を現実のわが国農業構造の変化において把え検討した。なお最後の結語において、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと追求してきた矛盾の根源を稲作労働力の評価の問題に集約させて、検討したのである。

## I 米価水準の基本的性格

食糧管理制度のもとで米価水準が、いかに決定されるかは、生産者農民にとってはもちろんのこと、消費者にとっても、きわめて重大な関心事である。食糧管理法はその点について、つぎのように規定している。

まず第一条で「国民ノ食糧ノ確保及国民経済ノ安定ヲ図ル為食糧ヲ管理シ其ノ需給及価格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フ」ことを目的とすると規定し、第二条で、生産者米価は「米穀ノ再生産ヲ確保<sup>(1)</sup>」しうよう決定し、消費者米価は「消費者ノ家計ヲ安定セシムル」ように決定する、と。

しかし、このように法律に規定されている法文は、あくまで法文にすぎないものである。むしろ、われわれは法文のなかにかくされている政策意図、あるいは政策目的をまず追求し、その実態を明確にしておかなければならない。

この点については、故栗原百寿氏が農産物の価格政策と農産物の生産費調査との理論的な相互関連を分析された論文において、現象形態としてあらわれる農産物の政策価格は、いかなる意味をもつのかと問い、その問題点を鋭く、明確に指摘されている。氏はいう。

現実に採用され、行われる農産物価格政策には、つねにある一定の「政策目標」が存在しているものである。しかもこの「政策目標」は、その「政策対象」と関連づけて考察すべきものである。「政策目標」と「政策対象」との相互関連をぬきにして農産物価格政策を論ずることは無意味である。したがって、この点を正確にふまえない単なる農産物生産費調査は、いかなる意味でも政策価格の決定と結びつくものではない、と。<sup>(2)</sup>

この点を現在の食糧管理制度という農産物価格政策のもとでの米価水準に照して、付言するとすれば、政策的に米価水準を決定する背景はどこにある

(1) 「再生産ヲ確保」しうような生産者米価とは、二つの意味をもつ。一つは物的再生産が可能であることであり、二つは農家の家族生活の再生産が可能であることである。(裕 正夫『米価問題』p. 319.)

(2) 栗原百寿『農業経済の基礎理論』pp. 108-109.

のか、政策米価は何を目標として決定されるのか、その目標を達成するために、農家のなかのいかなる階層を対象としているのか、などという点を明確に把握しておかないかぎり、米価水準の真のもつ意味は理解しえない、ということである。

小論は、以下の論述を展開するなかで、現在の食糧管理制度が登場、成立し、その後たどってきた、その過程における米価水準の意義とそのもつ政策的な目的を追求するのを、主題とする。その場合、栗原百寿氏の指摘された前述の諸点をふまえて、論点を展開したいと思う。<sup>(3)</sup>

一般に、資本主義と農産物価格との関係、つまり資本主義の発展過程と農産物価格形成法則との関係については、「資本論」に依拠しつつ、地代論の展開をつうじて、あるいは分割地的土地所有の解釈をめぐって、いままで多くの論争が展開されてきた。以下のわが国の米価水準を検討するに必要な前提条件にかぎって、共通の理解の最少限をまず提示しておくことからはじめねばならない。

周知のように、資本主義の成立とその後の発展過程は、資本の自由流動、平均利潤率、資本の蓄積、拡大再生産、有機的構成の高度化などの諸法則、諸傾向をつうじて、生産部門間の跛行的な不均等発展を招来していく。この傾向において、第二部門に属する農業生産部門は、相対的に立ちおくれ、農業部門を地域的に担当する農村も、必然的に都市の発展より立ちおくれることとなる。

もちろん、このような農業生産部門の立ちおくれ、農村の停滞的な発展は、農業部門が食糧生産を中心とするところから、その食糧を消費する人間の胃

---

(3) その場合、まず最初にあきらかにしておかねばならないのは食管制度のもとにおける米価水準を決定する主体の問題である。すなわち政策米価を決定する政策主体は誰なのかという点である。しかしながら、この政策主体を明確にすることは必ずしも容易ではない。さきにのべた米穀法からはじまり、米穀統制法、食糧管理法と至るその成立過程とそれぞれの場合の政策意図とそれが果してきた機能についてはもちろんのこと、その点をも含めたわが国資本主義の全機構的な分析を必要とするからである。しかもその分析においては、単なる経済的な側面からの分析のみではなく、より政治的な側面の綿密な分析とそれに対する評価がともなわねばならない。

の腑に限界が存在するという条件によって生じたものでもなく、また農業生産が、いわゆる有機的の生産であるという特殊事情によるものでもない。この跛行的不均等発展は、きびしい資本主義の不均等発展の必然化の法則として生起するものである。<sup>(4)</sup>

農業部門が相対的に立ちおいてくるという必然性と、そこで生産される農産物の価格形成との関連を図式的に示せばつぎのとおりである。

食糧生産を主とする農業部門では、土地が主要な生産手段であり、土地の存在がなければ、農業生産は行われえず、農産物も生産することができない。その土地がいわゆる土地私有制に規定されているとすれば、農産物の価格形成に絶対地代の法則が作用する。<sup>(5)</sup>

かくして、農産物の価格形成に対して生産価格の法則ではなく、地代法則を考慮しなければならないこと。さらにこの絶対地代の法則と関連して、農業生産部門の有機的構成が低位におしとどめられさきの跛行的発展がすすむこと、という条件のもとで生産される農産物の価格は、価値=価格の法則に規定されるので、一般的に工業生産物より、相対的に高くなり、しかも、その騰貴傾向はつまってこざるをえない。<sup>(6)</sup>資本主義社会において、以上のような必然化の法則のもとで、農産物の価格が相対的に高くなり、その騰貴傾向をつよめていく、とすれば、いかなる結果を導いていくのか。すでにリカードがあきらかにしたごとく答は明瞭である。<sup>(7)</sup>また食糧価格が最終的には労働者の賃金(労働力の再生産価格)を規定する要因ともなることから、総資本の求めるあくなき利潤追求、より大きな資本の蓄積と拡大再生産の運動によって、きわめて深刻な阻害要因となってあらわれてこざるをえない。

したがって、総資本はその運動法則にしたがって、前述の阻害要因を排除する方向を求め、より安価な食糧農産物を確保する方策を探索していくものとなる。

(4) 花田仁伍稿「資本蓄積と農産物価格問題」(吉村正晴、都留大治郎編『経済発展と小農法則』所収 pp. 32-33.)

(5) 栗原百寿『農業問題入門』pp. 217-220.

(6) 花田前掲稿 pp. 80-84.

(7) 同稿 pp. 56. 以下。

ところで、たとえばイギリスのごとく本格的な本源的蓄積の過程を経て、資本主義の順当な発展が進行していった場合には、その国の小商品生産者階級は、一部の資本家階級と大多数の労働者階級とに両極分解し、その両極分解を続けていく過程で、一方の極に資本主義的大企業を析出し、他方の極に二重の意味で自由な労働者階級を生みだしていく。

しかるに、資本主義の成立と発展とがおくれた後進資本主義国の場合は、他の独占資本主義国の影響を受けて、順当な資本主義の発展過程を短絡し、いち早く独占資本主義段階を迎えることとなった。このような資本主義国においては、先進資本主義国のごとき正常な両極分解の形態は、歪曲化されたかたちでしかあらわれてこない。つまり小商品生産者階層は、資本家階級と労働者階級という二つの階級に分解していくという過程をとることなく、本来両極分解すべき小商品生産者階層が、没落過程をたどりながら、そのまま滞留し、残存するという形態をとるのである。そうして独占段階をむかえた資本は、これら小商品生産者階層を分解してしまわずに、滞留させつつ、むしろこの階層を政策的な支えで温存していく方向をとりながら、やがて国家独占資本主義の体制のなかにくい込んでいくのである。<sup>(8)</sup>

明治初年以来約百年、わが国の資本主義の成立とその発展は、まさしくこのような後進資本主義国の発展形態をたどってきたのである。多くをのべるまでもなく、一方で国家財政の哺育、援助を基盤とした巨大な独占的企業を生みだしながら、他方では、中小、零細な小商品生産者層を広汎に滞留させ、しかも独占的大企業は、主として工業部門の中小零細企業を自己の下請部門に編成したり、その系列化をすすめたりして、上からの収奪をつよめていく体制をつくりあげたのであった。現在わが国経済を特徴づけているいわゆる経済の二重構造は、このようにして成立してきたのである。<sup>(9)</sup>

これを農業生産面でみれば、わが国の資本主義の発展過程において、農家家庭から析出される二、三男あるいは女子労働力を、労働市場にひきつけながらも、農家そのものを分解させることなく、中小農を農業生産に固定、沈

(8) 石渡貞雄『農民分解論』pp. 127-140.

(9) 玉野井芳郎、内田忠夫論『二重構造の分析』参照。

激化させてきた。それは最近までの農家の動向、それを含めた農業構造の変化動向をみれば、あきらかである。

もっとも、このような小農民の農業生産への滞留＝いわゆる中農肥大化傾向は、たんに資本主義の独占段階における両極分解の歪曲化という独占資本側を中心とした外部条件のみに帰せられるべきではなく、わが国の小農民がもともともっていた農業経営＝農家生活における小農法則ともいうべきものの側面をも見逃してはならないであろう。両者の諸条件があいまって、中農の肥大化が結果したものといえよう。<sup>(10)</sup>しかし、やはり、どちらかといえば、資本主義の若々しい分解力が独占段階にいち早く至ることによって劣えたことにより、さらに小農民の滞留を温存していくことが政策的にも独占資本にとって都合がよくなったことによるものと考えねばならない。

さてこのようにみえてくると、米価水準の基本的な視点は、独占段階における小農民階層の温存を志向していこうとする政策＝小農保護政策のなかにすえられねばならないことがあきらかとなる。つまり、わが国の独占段階における小農民階層の滞留、肥大化は、資本主義の単なる法則的なものの現実化において把握できうるものとしてばかりでなく、その滞留を政策的に支えていく温存の条件を与えたものとしても把握されねばならないのである。

## II 米価水準と小農保護

そこで仮りに、わが国の資本主義の発展過程において、小農民の両極分解が進行し、資本主義的農業経営が成立したと仮定しよう。その場合には、さきにも指摘したとおり絶対地代の法則のもと、またそれと深くかちみ合う農業部門の有機的構成の低位性から、一般的に、わが国の農産物価格は工業製品より、相対的に騰貴し、その騰貴傾向をつよめるに至ったであろう。

そうして、資本がより安価な食糧を確保しつつ、それに規定される労働力をより安価に調達するため以下のような政策のどれかを選択する必要に迫られることになったであろう。

- 1) 絶対地代の法則の作用の有効性を喪失させるような土地国有制度を实

(10) 田代隆稿「資本主義と小農」(「農業経済研究」第40巻第2号)。

現していく方向をとって、その解決を求めていく政策。

2) 農業部門、つまり、食糧生産条件を改善しその生産性を高めることによって、単位当りの価値を低める方向をとり、解決を求めていく政策。

3) 植民地を確保し、安価な食糧をその植民地で行わせることにより、国内の農産物価格の騰貴傾向と資本との矛盾を植民地に輸出する方向をとり、その解決を求めていく政策。

4) あるいはまた外国から安価な食糧を輸入して国内の農業を圧迫する方向をとり、その解決を求め<sup>(11)</sup>る政策。

幸か不幸か、わが国の農業は、その資本主義の発展過程で小農民は両極に分解しなかったし、しえない条件におかれていたのである。かくしてまた、わが国の農業がたどってきた、このような小農経営の滞留化の過程は、独占段階に達した資本に、以下に示すごとき、三重の意味において、きわめて好都合で有利な条件を与えることとなったのである。

第一に、小農階層の滞留は、その経営が国内の食糧生産を支えているかぎり、安価な食糧を供給する可能性を与える条件をもったことである。というのは資本主義的農業経営が行われる場合には、必然的にそこで要求される利潤部分あるいは地代部分を、小農経営における生産方式は要求するものではないからである。つまり、小農民の生産する農産物商品は、自家労働力の労賃部分さえ市場において実現すれば、その再生産条件が与えられ、再生産を継続するのである。したがって、利潤の確保、追求の法則も絶対地代の法則も、この経営方式のもとでは法則化せず、現実化もしない<sup>(12)</sup>のである。

このことは、小農経営における農産物の価格水準が、農家の一般的平均的な生活水準によって規定されることを意味する。小農民が利潤部分も絶対地代部分さえも市場において実現すべき必然性をもたない、そうしてわずかに自家労賃部分の実現のみを求めるその小農経営を温存しつつ滞留化させ、政策的に支えていくことは、できるだけ安価な食糧農産物の確保をのぞむとい

(11) 花田前掲稿 pp. 48-98.

(12) 井上周八『日本資本主義の米価問題』pp. 134-138. 白川清『農業経済の価格理論』pp. 113-117.

う総資本の視点に立てば、これほど好都合で、有利なものはないといえるであろう。

第二に、小農民がその家族経営のなかにつよい人口吸収力をもっているという条件である。つまり小農が潜在的過剰人口をその経営のなかにかかえ込みうるという条件である。小農経営のもつ潜在的過剰人口の貯水池としての役割は、そのときどき必要とする安価な労働力を、いつでも簡単、容易に、この貯水池から汲みだしうる可能性を与えるとともに、経済の不況期には、何の困乱もなく、この貯水池のなかに不要物を流し込みうるという可能性をも与える。さらに、農家の低所得水準は、それらの産業予備軍を安価な低賃で雇用しうる可能性も与えるのである。これまた、総資本にとって、まことに好都合で有利な小農経営の存在といわねばならない<sup>(13)</sup>。

第三に、小農民の広汎な滞留は、ある場合には資本主義社会を危機におとし入れ、資本主義的経済法則を攪乱させ、その発展を大きく阻害する要因としてたちあらわれる政治的混乱を回避しうる条件を与えるのである。つまり、小農民を政策的に温存しておくことは、資本主義体制の維持、その治安維持対策として、大きな効用をもつものなのである。

わが国のごとく、その資本主義の歩みの出発点がおそく、またその出発点において、きわめて農業的色彩を色濃くのこしていた国が、シリアスな原始的蓄積の過程を経ることによって、小農民が、いっきに資本主義の荒々しい分解過程の波のなかに投げ入れられていったとすれば、そこには必ずや大きな社会的摩擦が発生し、それにともなった政治的危機を招来したであろうことは、さほど困難な予測ではない。

このような政治的混乱を回避しつつ、小農という、いわば資本主義にとって比較的安定的な緩衝階層を、資本主義社会のなかに温存し、政策的に支えていくことは、資本と労働との矛盾が必然化し、尖鋭化し易く、きびしい階級対立を生みだしていく傾向を緩和し、その対立エネルギーをこの階層の存在によってやわらげるのに、きわめて好都合で、有利でもあるといえよう。

以上にのべてきた、わが国農業の小農経営の滞留化傾向とその政策的な温

---

(13) 拙著『日本農業と協同組合』pp. 166-170.



存志向をふまえて、つぎにこの点と米価水準との関係に論点をうつそう。

では、わが国の食糧管理制度を中心として行われてきた米価水準の決定は、何を目的とするものであったのか、その米価水準を決定する場合の目標には、何がすえられていたのか、そうしてその場合に対象とした農家はいかなる農家であったのか。

わが国の農業経営の主要な形態は稲作経営であり、そこで生産される生産物は米であり、しかもその米が国民の主要食糧の位置を占めている、という農業生産と国民生活における現実は、さきに指摘したわが国の資本主義発展過程における小農経営の滞留化とその滞留化を温存させようとする政策と関連させるとき、それに対する答えを用意しているといえるのではなからうか。

すなわち、わが国の小農経営が両極分解をせず、小農民として滞留し、かつその階層が肥大化していくことは、資本にとっての安価な労働力を確保する可能性を与え、容易にする、さらに、資本主義社会の政治的な安定化をも小農民が支えていく、という資本にとって好都合で有利な条件を与えるのであるから、この小農民階層を積極的に温存し、保護していこうという政策が登場してくるのは、当然すぎるほど当然の事なのである。米価水準を政策的に操作しながら決定していく政策は、ここに現実的な基礎をもつのである。

この場合、政策的に決定される米価水準はつぎの二つの意味で重要である。一つは、米価水準それ自体が、ストレートに都市労働者の労賃（労働力再生産価格）を規定するものではないとしても、しかし反面米価水準は、都市労働者の生活水準に大きな影響を与える諸物価のリーディング・ファクターの役割を果すものである。したがって、政策的操作のもとで決定される米価水準は、最終的な都市労働者の労賃水準を規定する重要な要因をなしている、という点である。

二つは、前記のごとく米価水準が都市労働力の再生産価格を規定している重要な要因であると同時に、小農民の農家所得（正確には農業所得）とそれにもとづく生活水準を規定する主たる要因もをなしている、という点である。

もちろん、第二の要因は、農民の階層別視点との正しい関連でとらえられ

---

(14) 日本社会政策学会論叢第8集『小農保護問題』pp. 28-32.

ねばならないものである。しかし一般的に言えば、自家飯米の確保を主としている零細農家層の場合には、彼らの生活費の補給＝最低生活水準の維持を可能とするという意味で、また平均的耕作面積以上の農家階層では、農業所得の主要な所得源が米の生産と販売に依存されているという意味で、米価水準のもつ機能を考慮したのである。

したがって、この米価水準の二面的な機能は、その政策目標の二面性へと連続することとなる。そうしてこの二面性のバランスが考慮されざるをえなくなる。すなわち、その一面は、資本にとって安価な労働力を調達し、確保するためには、米価水準をいかに決定すべきであるか、ということであり、他の一面は、そこで決定された米価水準は、果してどの程度小農経営の生活水準を支えるものであるのか、ということである。

このことはまた、米価水準を決定することによって、動員しようとしている政策対象についても、前述二面性のバランスの上にきめられねばならなくなるのである。換言すれば、資本にとって安価な労働力の供給を可能とする米価水準は、その反面で、少くともある階層までの小農民の一般的、平均的な生活水準を確保し、維持することが可能であり、自己の農業経営の再生産継続をも可能である水準でなければならない、ということである。

米価水準を決定する場合に、以上にのべたごとく二つの目標をもち、そのバランスを考慮せねばならない必要性をもち、またそれを求めねばならないという条件と、しかも平均耕作面積が約 100a 程度、150a 以下層の農家が大多数を占めているという農業経営の実態のなかに、その政策対象を求めていかねばならないという条件とは、米価水準の決定に大きな矛盾を介在させる。たとえば、食糧管理制度のなかに採用されてきた生産者米価と消費者米価との二重価格制はいわばこの矛盾の妥協で産物であり、現在までいろいろのかたちであらわれてきた諸現象——たとえば強権供出とか、三割農政とか、食糧の赤字とか、米価運動とか、あるいは食糧制度の改廃論争とかは——のすべては、この矛盾の顕在化したものにほかならない。<sup>(15)</sup>

このように、政策的に決定される米価水準は、二つの顔をもつヤヌスの存

---

(15) 大森真一郎『米価政策史』参照。

在でありながら、結局、資本に奉仕するものとしての機能を続けてきたのである。

### Ⅲ 米価水準と農家生活水準

食糧管理制度のなかで決定される米価水準は、資本にとって金の卵を生みだす労働力の再生産価格を安くすること、それによって安価な労働力を容易に確保することと、それを支えている小農経営を温存し、保護していくことを、目標としてきめられたことをのべてきた。またこの両者の目標は、きびしい現実条件のもとでは、必ずしも一致しえない側面をもち、両者のバランスは十分にとりえない矛盾をもつことについてもふれた。

さて、米価の決定水準が、一面で目的としている小農を温存しつつ、保護していこうとする側面は、いうまでもなく農家の生活水準とも深いかわり合いをもっている。だから米価水準の決定は、その経済法則からいえば、少くとも対象農家の社会的、平均的な生活水準が社会的に貫遂していく、という<sup>(16)</sup> 厳然たる法則に規定されているものである。したがって、政策的に米価水準を決定する上で、政策的にもある程度恣意的に米価水準を操作しうる<sup>は</sup>ばをもっているとしても、この社会的法則の貫遂を、あまり不自然に偏寄せしめるときには、米価そのものが社会的現実によって裏切られ、社会的な有効性をもちえないことはいうまでもない。

たとえば、昭和20年代の食糧不足の時期に、低米価水準による強権供出がとられたのに対して、農家は供出を忌避し、その結果ヤミ米の流通が大量的に行われたこと、また昭和30年代の米価算定において、基本米価に加えて各種の奨励金が政治加算としてつけ加えられてきたことなど、この現象の必然的なあらわれとみななければならない。この点をふまえて、現実の米価水準が、果してどの程度の小農保護の側面をもったものであったのか、現実の農家生活水準との関連において、いかなる機能を果してきたのか、が問われねばならない。

この点は、現実のわが国の農業構造の動向と農家のビヘイビヤ-のなかに

---

(16) 栗原，前掲『基礎理論』pp. 110-111.

証左されているものである。本稿では、わが国農業構造の変化動向や農家の変化態様を統計的にいちいち検証することはしない。これらについては、すでに多くの研究業績がわれわれに与えられているので、以下で簡単に要点のみ整理しながら、米価水準と農家生活水準との関連を検討しておこう。

その場合、昭和20年代の米価水準は、小農保護的色彩をもつというよりも、むしろ資本による小農収奪<sup>(17)</sup>と食糧不足＝食糧危機から生じた社会不安に対する治安対策的におの強いものであった。低米価政策のなかで、絶対的な食糧の不足も手伝って、当時の農家はできるだけ稲作生産の労働生産性は無視しつつ、増産につとめ、政府による供出割当を忌避しつつ、より多くのヤミ米を確保し、販売することによって、その生活水準を維持し向上させよせようと努力したのである。

したがって、この時期に農家がとった志向は、米の増産とその増産を支える土地生産性を増大させる方向であり、当時の政府供出の米価水準が農家生活を支えた面はきわめてネグジブルなものであったといえよう。むしろこの米価水準は農家の生活水準を押し下げる働きをさえしたのである。そういう意味で一応この時期には小農保護的志向は皆無ともいえるので、当面の考察からは省略する。

昭和の30年代に入り、わが国の戦中、戦後荒廃した経済状態は戦前水準へと回復し、一応の安定化が達せられる。しかもこれまで続けてきた食糧の絶対的不足の時期は過ぎ去り、世界的な規模でも、食糧の需給関係の緩和傾向があらわれ、外国から安い食糧を輸入する可能性も与えられると、米価水準と農家生活水準との本来的な関係ははっきりあらわれてくる。この本来的な関係のなかで昭和30年代以降の米価水準は、それ以前20年代のそれとは異って、小農保護的志向をつよめてきたといえる。<sup>(18)</sup>とくに米価の決定において、パリティ方式に代っていわゆる「生産費および所得補障方式」が採用されることとなったこと<sup>(19)</sup>のなかに、この志向が明確に察知されうるであろう。

(17) 裕，前掲書 pp. 301-302.

大森，前掲書 p. 78.

(18) 裕，前掲書 p. 302.

(19) 前掲，拙著 pp. 163-164.

しかし、ここで問題なのは、この時期以降に決定された米価水準が、はたして真に小農民を保護する米価水準であったといえるのかという点である。たしかに、みせかけの計算、決定方法だけからみれば、そうであると認められるが、またその前期とは異った米価水準決定に対する政策志向を認識しうるが、しかし、その実態からいえば、早急な結論は導きだせない。むしろ実態に即するとき、小農を保護するかの体裁をとりながら、ごく一部の上層農を除いては、決して保護していったのではなく、大多数の農民に、そうして農業経営と農村に矛盾を拡大させる機能を果すものとなったといわねばならない。これはつぎのような現象、実態から考察するのである。

第一に、これまでの米価水準の決定が食糧管理制度以外の他の農業諸施策と有機的に関連づけられつつ、真に農業を発展させていく方向において決定されたのではなく、もちろん米価水準が農民の生活を守るものとしても機能しえなかったことである。米価水準の決定が、小生産農民の経営と生活を保護し、守るものとしての目的をもち、その役割を果すためには、一方で米価水準が農家の生活を支えうる程度に決定されるとともに、農業経営のなかの他の作目部門の経営をも充実させうるような施策をも同時に採用され、それらの施策が進められていくなかで、広汎な農民層のなかに、農業所得のみで自己の生活を支えうる農業経営を生みだしていくべきものなのである。

しかるに、単なる政策米価をいかに決定すべきかという決定方式や、その高低のみが政策的に先行し、米価水準と本来なら有機的関連をもつべき、他の農業諸施策は、まったく無為無策のなかに放置されてきたのであった。とくに流通、価格面での施策は皆無に等しく、その当然の結果として、政策米価のみにしがみつかざるをえない農民と農業経営を生みださざるをえなかったのである。

第二に、しかも農業諸施策のなかの中心施策である米価水準の決定に関してだけを見ても、ごく一部の上層農民とその農業経営を支えることができる程度にすぎず、大多数の農民は、自己の生活の維持と向上の道を農業以外の場に求めていかざるをえない状態をつくりあげてきたのである。つまり一般農民は、その生活を維持し、向上させねばならないその社会的強制を、農業

外の就業機会に求め、兼業所得の確保と増大の方向において、全体的な農家所得を増大させていく志向をつよめざるをえなくしたのである。兼業農家のいちじるしい激増過程、第一兼から第二兼への移行、非人間的な出稼農家の激増、農業若年労働力の地すべりの農外流出などは、この傾向を典型的に示す一端にすぎない。

第三に、米価水準のみの問題ではないが、それをもふくめた農業諸施策によっても、また自己の可能性を追求するあらゆる努力によっても、その生活を維持する条件が与えられずますます生活苦に押しひしがれる運命をたどってきた農家は、ついに農業放棄＝離脱農志向をつよめ、農家離村が、はげしく、きびしく進行したことである。しかし、すでに中高年層を迎えた既存の農業労働力の脱農＝再就職条件、つまり農外被用条件は、必ずしも安易なものではない。すでに、かの炭坑労働者がたどってきた「出るも地獄、のこるも地獄」という悲しむべき経験は、いまや重々しくこれらの農家の上に覆いかぶさろうとしているのである。

たしかに、この間に米の生産量は、今日のような1,400万トン台の収穫量に達するまでに至った。この生産量の伸びは、米価水準に支えられたものであったといえるであろう。その意味で、政策米価の小農保護の役割を過少に評価することはできないであろう。しかし、以上でみてきた諸現象は、米価水準の決定の一面がもっていた小農保護の性格が、きわめて矮少化したものとしてしか、機能しえず、したがって、また大多数の小農民の矛盾を深めるものでしかなかったことを示すものにほかならない。そうしてその矛盾は、いまや、政府の宣伝する古米の流れと食糧赤字という現実に顕在化したのが故に、小農保護の一面を完全に棄て去ろうとしている。

こういうふうにとどってくれば、わが国農家階層の「分解基軸の上昇」という言葉は昭和30年代から40年代の現在までの、食糧管理制度とそこできめられた米価水準の果してきた機能とその実態を照合させるとき、今日の小農保護階層が明日の廃棄階層に至ること、あるいは非保護階層に転落してしまうことを、いみじくも適切に表現した言葉であるといえよう。

かくしてまた、昨年から今年にかけての総合予算主義による生産者米価と

消費者米価とのスライド制の採用、財界を中心とした間接統制論、とくに生産者米価の据置きという処置と自主流通米制度とが前門の虎となり、貿易自由化を進めるなかでの外国からの安い輸入米が後門の狼ともなって、わずかに残存し、機能し続けてきた、そうしてわれわれが若干なりとも積極的な評価を与えてきたいままでの米価水準の小農民保護機能、農民の生活保障機能は、おそらくその歴史的役割にとどめをさされることになるであろう。

### 結語——稲作労働力の評価

現在の食糧管理制度のもとできめられる米価水準は、農林省の毎年の米生産費調査の調査結果を基礎としながら「生産費および所得補障方式」にもとづいて決定されており、しかもここ数年、生産費以上に大はばにアップされているので、現在の米価水準は、米販売農家にとってきわめて有利に作用している、という議論がしばしば展開<sup>(20)</sup>されている。

これを具体的に示せば、つぎのようである。たとえば、昭和42年産米の生産費調査（全国5,031戸）による米の第二次生産費は（地代および資本利子を算入したもの）10a当り40,311円であり、1石当りにすると約12,100円となる。これに対して、公定米価は19,521円であるから約60%以上も上廻っているのではないか。したがって米の生産＝販売農家は、その差額だけの利益を得ていることとなる。

また、昭和42年度、産米の前記政府買入れ米価から逆算した家族労働報酬は、1日8時間当り、2,627円となって、他の農産物の労働報酬に比較して、きわめて有利であるばかりでなく、都市勤労者の1日当り平均労賃（規模30人以上）よりも高くなっている。さらに1戸当りの農家所得はすでに100万円の<sup>(21)</sup>大台をこえて、都市勤労者のそれよりも多くなっている、などなどである。

事実統計的にみれば、そのとおりであろう。統計的事実の内容あるいはそ

---

(20) 経済同友会、産業計画会議その他各種の財界からの提案は、その基本的発想をここにおいている。その他多くの学者もこの発想をもっているがここではあげてない。

(21) 『農業白書』(昭43年度)による。

の魔術性について、多くの問題点を指摘しうるが、ここで、それに即して反論するつもりはない。ただ指摘しておきたいことは、現象的、統計的には、そのような事実を指摘しうるとしても、それ以上に、さきに指摘したように、わが国農業と農村の崩壊過程が進行しつつあることも、これまた事実なのである。

表面上、計算上では生産費よりもたしかに高い政治米価の水準を維持してきながらも、そうして一応そこで生じた食管赤字に支えられながらも、現実のほとんどの米生産農家は、生計費の上昇を決定された米価水準で支えられているわけではなく、とくにさきの分解基軸の上昇のなかで矛盾を深めているのである。

この点は農家の経営規模との関連をさらに深めると同時に、稲作労働力の質の問題を前面におしださねばならない。つまり単に年間をつうじた稲作投下労働量という量的側面のみでなく、稲作労働力（これはもちろん稲作労働力のみでなく他の農業労働力とも一関連をもつ）が、他の労働力といかに質的に異っているかが解明されねばならない。つまり生産費のなかに算入される稲作労働時間をいかに評価するかという問題である。<sup>(22)</sup>

この点について最後に問題点のみを指摘し結論としたい。一農家がある程度の稲作経営（たとえば100a）を行っている場合、その稲作労働と結びつく労働力は農業以外の労働とは全く異質の性格をもたざるをえなくなる。たとえば、年間可能労働日数が250日であり、その稲作労働には160日を必要とする、としよう。単純に考えれば、あとの90日は、稲作以外の労働として投ぜられるに可能な労働日数である。それが農業経営内部で完全燃焼され、しかも稲作労働力の評価と同等の社会的評価（同等の報酬）を受けるとすれば問題はない。まず、これがそのような評価を受けえない条件にある（他の農業経営部門が不利である）ということを一応捨象しよう。

この労働力は、自己の農業経営内部に投じうる条件がなければ、それ以外

(22) 加用信文稿「米価算定をめぐる問題点」（『農村研究』第25号 p. 7.）

(23) 持田恵三稿「米価政策の展開と当面する米価運動の問題点」（『農業協同組合』pp. 36-37.）



に投ぜざるをえない。そこでまた、稲作労働力の場合と同等の評価を受ければ、あまり問題はない。しかしさきの農業内部での燃焼の場合と同様正当な評価を受けていないのが現実である。このような切り売りの労働力はそれ自体正当に評価されない条件におかれているからである。

そのような稲作労働力と同等な評価を受けていない労働力の部分を、社会的に受けうる要求を求めているのが今の米作農民の姿だといえる。米を生産する稲作労働力が、わが国経済の社会的分業関係における社会的必要労働として位置づけるかぎり、その労働力が農業経営規模に規定されて完全燃焼しえないとき、その低評価部分を社会的に評価していくという政策が、本来の食糧管理制度のもつ機能であらねばならない。（なお、本稿は本年9月発刊予定の桑原正信監修、『食糧管理制度と米の流通』に所収した「政治米価と食管制度」の一部に加筆したものである）。